

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年九月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字森戸新田字内久保一〇 〇番一地从先から鶴ヶ島市大字高倉字 新右エ門前一一五八番二地从先まで</p>		区 間
<p>二五・〇〇〃 四五・五〇</p>	<p>十八・三〇〃 四五・五〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一二六〇・〇〇</p>		延長 (メートル)
<p>令和三年三月二十三日付け埼玉県飯能 県土整備事務所長告示第六号の変更</p>		備 考